

徳島県 食品表示の適正化等 に関する条例

平成27年4月1日 施行



「徳島県食品表示の適正化等に関する条例」 条例の概要

総 則

(第1条～第6条)

◆目的

この条例は、食品表示の適正化に関する県の基本的な施策、食品関連事業者等の取組等及び特定食品製造事業者の届出等に関し定めることにより、食の安全安心を計画的に推進し、県民の健康の保護並びに消費者に信頼される県産食品の生産及び供給の振興に資することを目的とします。

◆基本理念

- ・県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識
- ・消費者に信頼される県産食品の生産及び供給を振興し、とくしまブランドの発展に寄与
- ・県、食品関連事業者等及び県民の相互理解
- ・消費者、食品関連事業者等及び県の情報共有と協力
- ・科学的知見の活用の促進
- ・食品の製造から消費に至る各段階における業務の透明性確保による県産食品の信頼性向上

◆関係者の責務・役割

県の責務	食品表示の適正化に関する施策を計画的に策定・実施します
食品関連事業者等の責務	食品表示に係る関係法令等を遵守し、適正に食品表示を行います
	食品流通の各段階で必要な措置を適切に講じます
	県が実施する食品表示に関する施策に協力します
消費者の役割	食品表示の適正化に関し知識と理解を深めます
	県や食品関連事業者等の取組に意見を表明し、食品表示の適正化に協力します

基本的施策

(第7条～第15条)

基本計画	食品表示の適正化を推進するため、基本的な計画を定めます
普及啓発	食品表示適正化について、知識の普及や啓発を行います
指導、相談等の体制の整備	食品流通過程の各段階における指導、相談等の体制を整備します
食品表示に関する情報収集等	情報の収集、整理、分析及び情報提供を行います
	食品関連事業者等による自発的な情報提供を促進します
	食品表示に関する情報について意見交換の場を設けます
人材の育成	地域における食品表示の適正化の推進を担う人材を育成します
国等との連携	国、他の地方公共団体、消費者又は食品関連事業者等が組織する団体との情報共有、意見交換その他の連携に努めます
食品表示適正化推進員の委嘱	「食品表示適正化推進員」を委嘱し、県民の食品表示の適正化に関する自主的な活動を促進します
自主的な県産食品の認証の支援	「県産食品の食品表示に関する認証」を受けた県産食品の生産振興に必要な措置を講じます
食品関連事業者等の認定	基準に適合する食品関連事業者及び飲食店営業者を、食品表示の適正化を積極的に行っているものとして認定します
顕彰の実施	食品表示の適正化の推進に関して、特に優れた取組をした者を顕彰します

3 ページへ

4 ページへ

食品表示の適正性の確保

(第16条～第23条)

食品表示の適正性を確保するため、食品関連事業者等の取組等と県の措置を定めています。

◆食品関連事業者等の取組等

情報提供	取り扱う食品の正確な情報提供、特に食品の原産地に関する情報提供の充実に努めることとします	5 ページへ
留意事項の自主的な設定等	食品表示に関して留意すべき事項を自主的に定め、適切な実施に努めることとします	
飲食店営業者の遵守義務	とくしまブランド等食品の信頼を損なわないため、メニュー等には使用する食品について適正な表示を行うことを義務づけます	
仕入関係資料等の備付け及び保存	県産物であることを表示した食品を販売するときは、仕入関係資料等の備付け及び保存を義務づけます	6 ページへ

◆県の措置

県は、表示違反を起こした事業者に対して、立入検査や勧告等の措置を行います。

原産地表示の試験	食品の原産地表示について、科学的な手法による試験を行います
立入検査等	飲食店が行った食品表示の内容を確認するため、立入検査を行います
	科学的な手法による試験のため、食品の提出を求めることができます
	上記立入検査等は「とくしま食品表示Gメン」が行います
勧告	景品表示法に違反すると認めるときは、必要な措置を行うよう勧告します
公表	条例に基づく勧告等に従わないとき、氏名等を公表します

特定食品製造事業者の届出等

(第24条～第29条)

特定食品製造事業者（食品衛生法に基づく営業許可・営業届出対象事業者を除く食品製造事業者）の届出について定めています。

7 ページへ

雑 則

(第30条～第31条)

食品関連事業者及び飲食店営業者の認定に係る手数料等について定めています。

罰 則

(第32条～第34条)

立入りや特定食品製造事業者の届出、仕入関係資料等の備付け及び保存等について、指導に従わない事業者に対しては、罰則が適用されます。

仕入関係資料等への虚偽記載	20万円以下の罰金
試験の用に供する食品の提出及び立入りの拒否	20万円以下の罰金
特定食品製造事業者の届出不履行	5万円以下の過料

食品表示の適正化に向けた施策

食品表示適正化推進員

(第12条の2関係)

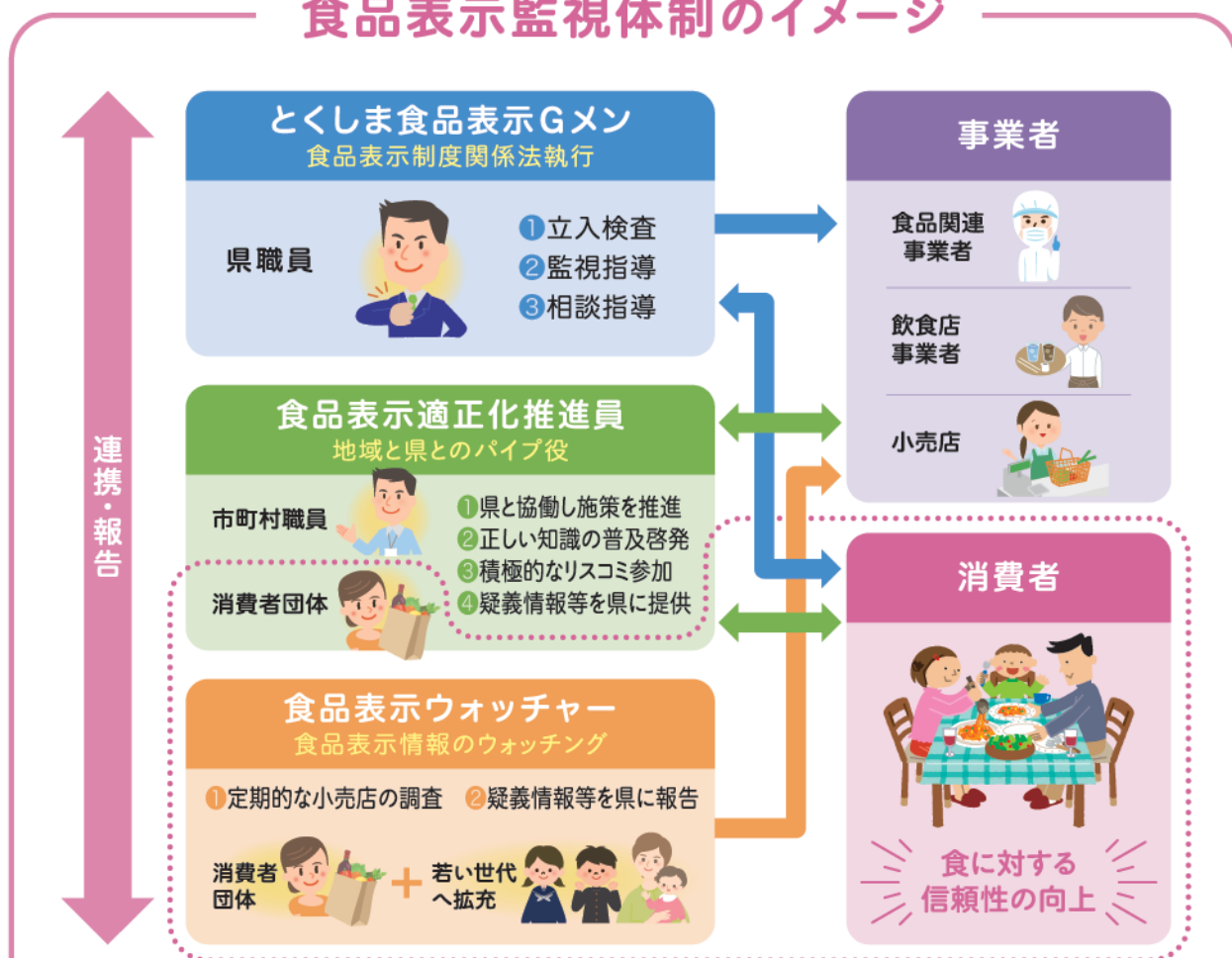
「食品表示適正化推進員」は、食品表示の適正化の推進及び普及啓発に熱意と識見を有し、市町村長または消費者団体の代表者から推薦があった者の内から委嘱されます。

食品表示に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、県と事業者、あるいは、県と消費者のパイプ役を担っていただきます。

◆活動内容

- ・県と協働し、地域において食品表示の適正化を推進します。
- ・食品表示に関する正しい知識を普及啓発します。
- ・食品表示に関するリスクコミュニケーションに積極的に参加し、情報共有及び相互理解の促進を図ります。
- ・発見した不適正表示食品の情報や疑義情報を、県に提供します。

食品表示監視体制のイメージ



とくしま食品表示Gメン

食品の加工・流通業者、飲食店営業者等に対し、食品表示等について計画的な監視パトロール、立入調査等を行う者のこと。(第21条関係)

食品表示ウォッチャー

日常の消費活動の中で食品表示のモニタリング調査を行い、違反の疑いがある商品の情報を県に報告していただくなど、消費者目線で監視活動を担う方のこと。

適正表示推進事業者認定制度

(第14条関係)

食品表示の適正化に関する取組みが一定の水準に達している事業者を「適正表示推進事業者」として認定します。

◆認定のメリット

- 適正な食品表示及び食品製造過程の見える化に積極的に取り組む事業者として、イメージアップにつながります。
- 県のホームページ等で「適正表示推進事業者」としてPRします。
- 従業員の意識向上やコンプライアンス向上につながります。
- 業界全体のイメージ向上につながります。



◆対象となる事業者

食品表示の適正化等に関する条例に基づく
「届出」を行っている事業者

食品衛生法に基づく「営業許可」を取得または
「営業届出」を行っている事業者

◆要件

- 原料原産地等の表示を行っている原材料について、仕入関係資料等の整備保存を行っており、当該仕入関係資料等によって、食品のトレーサビリティが確保されていること。
- 適正な食品表示（飲食店においてはメニュー表示）を行っているとともに、適正表示推進事業者認定制度実施要綱及び関係法令を遵守していること。
- 食品の原料原産地等に関する情報の提供に努めていること。(5ページ参照)
- 県が行う検査に適合していること。
- 取り扱う食品の衛生に十分注意を払い、食品衛生法に基づき適切な品質管理を行っていること。

申請方法等の詳細は徳島県庁安全衛生課までお問合せください。

電話 088-621-2110（平日 午前9時から午後5時まで）

詳細及び認定事業者一覧はホームページでもご確認いただけます。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/syoku/syokuhinhyouji/yuryo/>

県産食品の信頼性向上に向けた施策

原産地である都道府県等についての情報提供

(第16条関係)

食品表示に対する消費者の信頼を向上させるとともに、消費者の自主的かつ合理的な食品の選択に資するため、食品を消費者に販売または提供するときは原産地に関する情報の提供の充実に努めましょう。

◆対象となる食品

消費者に販売又は飲食店等で提供されるすべての食品（都道府県名等による原産地の表示義務がある農産物及び水産物を除く）

◆対象となる事業者

食品の製造・加工事業者、食品を販売する事業者及び飲食店営業者

◆食品別原産地の表示

努力義務の表示については、原産地の情報を正確に入手できる場合に、積極的に表示してください。

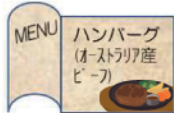
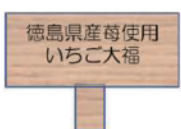
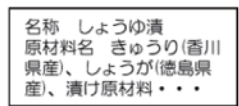
食品の種類			法律における義務表示	条例における努力義務表示
生鮮食品	農産物		都道府県名（又は市町村名その他一般に知られている地名）	
	水産物		生産した水域の名称又は地域名（主たる養殖場が属する都道府県名） （水揚げした港名や水揚げした港が属する都道府県名でもよい）	
	畜産物		国産である旨	・主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名 その他一般に知られている地名
加工食品（国内製造）	原材料が生鮮食品（国産）	農産物	国産である旨	・都道府県名その他一般に知られている地名※ ¹
		水産物		・生産（採取及び採捕を含む。）した水域の名称、 水揚げした港名、 水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県名 その他一般に知られている地名※ ²
		畜産物		・主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知ら れている地名
	原材料が加工食品（国内製造）		国内において製造された旨	・製造地を表示する場合は、製造された都道府県名 その他一般に知られている地名 ・製造地に代えて、当該原材料に占める重量の割合が 最も高い生鮮食品の名称及びその原産地を表示する 場合は、「原材料が生鮮食品」である加工食品に準 ずる
	原材料が輸入品			・原材料が輸入生鮮食品の場合は、原産国名 ・原材料が輸入食品の場合は、製造国名（「〇〇製造」）
飲食店メニュー			・加工食品の「条例における努力義務表示」に準ずる	

※¹農産物漬物及び野菜冷凍食品の原材料に限り、市町村名を表示することができる

※²農産物漬物、うなぎ加工品及びおにぎりののりの原材料に限り、水揚げした港又は主たる養殖場が属する市町村名を表示することができる

◆情報提供の方法（条例における努力義務表示）

○一括表示 ○立札やポップ ○メニューに記載



その他

- 食品の容器包装に直接ラベル等を貼付
- 一覧表等を店内に掲示
- インターネットを利用 など

県産物表示食品の仕入関係資料等の整備

(第19条関係)

産地偽装等の事案により徳島県産食品の信用を傷付けることがないように、食品表示を保証するトレーサビリティ制度の導入を推進するため、県産物表示食品について、仕入関係資料等の備付け及び保存を義務化しています。

◆対象となる食品

食品を販売又は飲食店で提供する際に、①または②であることが表示された食品

- ① 徳島県産の農林水産物
- ② ①を主な原材料として製造、加工、調理された食品

例)



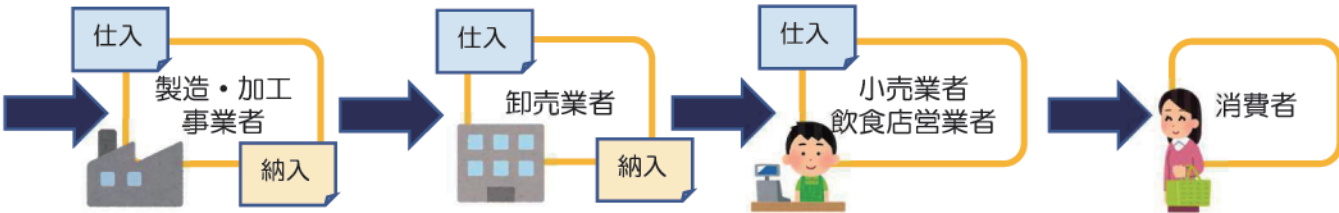
名称	うなぎ蒲焼
原材料名	うなぎ(徳島県産)、しょう油、みりん、砂糖・・・



※対象となる食品以外でも、仕入伝票等の整備保存に努めましょう

◆対象となる事業者及び資料

県産物表示食品を販売する事業者の方は、業者間取引の時は仕入関係資料及び納入関係資料、消費者に販売するときは仕入関係資料の備付け及び保存の義務が生じます。
ただし既に産地情報が表示された商品を仕入れて販売するときには、義務は生じません。



	仕入関係資料	納入関係資料
資料の例	納品書 仕入台帳・入荷記録簿等の書類 容器包装	出荷記録簿、出庫台帳等の書類 納品書の写し
記載事項	①名称 ②数量 ③県産物表示食品であることの記載 (〇〇(徳島県産)、阿波尾鶏等) ④仕入年月日 ⑤相手方の氏名及び住所 (法人は名称、代表者氏名、所在地)	①名称 ②数量 ③県産物表示食品であることの記載 ④納入年月日 ⑤相手方の氏名(法人は名称)

◆保存期間

飲食店営業者は、県産物表示食品の最後の提供の日から起算して90日間、それ以外の食品関連事業者は最後の販売の日から起算して3年間、資料等を保存してください。

◆義務違反等に対する罰則

仕入関係資料等の備付け義務違反
の保存義務違反
への必要事項の不記載
への虚偽の記載



20万円以下の罰金

事業者の自主管理体制の強化に向けた施策

特定食品を製造・加工する事業者の届出制度

(第24～29条関係)

特定食品を製造・加工する事業者（食品衛生法に基づく営業許可・営業届出対象事業者を除く）は、県条例に基づく**特定食品製造事業者の届出**が必要です。

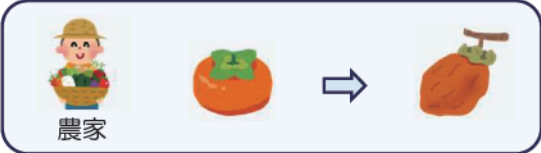
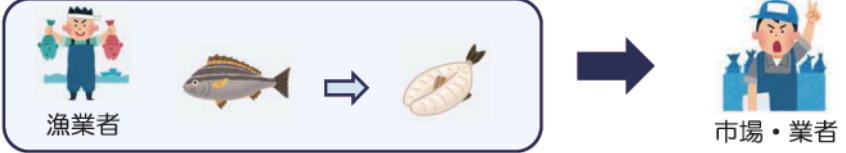
◆特定食品とは

次に掲げる営業において製造され又は加工された食品をいいます。

水産加工業	水産動植物を主な原材料として、食品の製造又は加工を行う営業
農産加工業	農産物を主な原材料として、食品の製造又は加工を行う営業

◆対象となる事業者

「農業および水産業における採取業の範囲」の食品を製造・加工している事業者

農業	農産物（野菜、ハーブ、果実等）の天日干し・乾燥（大根の丸干し）、乾燥キノコ、精麦及びそのパック詰め（業として（請け負うなどして）精麦する場合を除く） 
	農家（生産者団体を含む）が自ら生産した農産物を原材料として使用するもの 例）干し柿、干しあんず、干し芋、干し大根、乾燥キノコ（スライスなど）、梨をスライスして乾燥したものなど 
	更なる加工のため加工業者に販売するもの 例）柿の皮むき（干し柿用）、梅干原料の白梅、桜餅原料の桜葉、蜂蜜の採取、粗糖の製造、荒茶の製造など 
水産業	漁業者が市場又は業者へ出荷するもの（消費者へ販売するものは除く） 例）天日干し（昆布、干しなまこ、干し魚など） 出荷のための海藻の塩蔵（わかめ、もずくなど） 海藻の釜ゆで（わかめ） 

※上記食品でも製造工程等によって、**食品衛生法に基づく営業許可・営業届出の対象**となる場合があります。詳細については、営業所所在地を管轄する保健所にご相談ください。

◆届出の方法

- ・営業開始後90日以内に届出をしてください。
- ・申請書類は徳島県庁安全衛生課に持参又は郵送にて提出してください。
【申請書類提出先】
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県庁 安全衛生課 食品表示企画担当
- ・申請書の様式は10ページのをものを取り取るかコピーしてご利用ください。

詳細は徳島県庁安全衛生課までお問合せください。

電 話 088-621-2110（平日 午前9時から午後5時まで）

◆届出事業者の責務

- ・食品表示責任者を設置すること。
- ・県産物表示食品を販売するときには、その根拠となる納品書や仕入台帳など、仕入関係資料等を事業所に備付け、3年間保存すること。（6ページ参照）
- ・施設の衛生管理その他一般的な衛生管理について、取り扱う食品の特性に応じ、食品衛生法施行規則「別表第17第2号から第13号」までに定める基準に適合させるよう努めること。

◆食品表示責任者の責務

- ・県が実施する講習会等の定期的な受講による新たな知見の習得、業務の管理監督、従業員に対する研修及び啓発、消費者に対する正確な情報提供に努めること。

製造する食品が、**県条例**と**食品衛生法**の両方に該当する場合には、**県条例の規定による届出は必要ありません。**

- 例）
漁業者が、
- 塩蔵わかめを製造し、市場又は業者へ出荷＜**県条例の届出対象**＞
- 及び、
- 塩蔵わかめを製造し、消費者へ販売＜**食品衛生法の届出対象**＞



保健所へ「営業届出」を行ってください。（**県条例の届出は必要ありません。**）

- 例）
漁業者が、
- 魚の干物を製造し、消費者へ販売＜**食品衛生法の許可対象**＞
- 及び、
- 魚の干物を製造し、市場又は業者へ出荷＜**県条例の届出対象**＞



保健所で「営業許可申請」を行ってください。（**県条例の届出は必要ありません。**）

記入例(手書き)**特定食品製造事業者届出書**

水産加工業



届出する業種1つに○をつけてください

農産加工業

届出する年月日を
記入してください

※ 該当する業種に丸(○)を付け、業種ごと、製造加工を行う施設ごとに提出してください。

届出年月日

○年 ○月 ○日

**郵送、持参等でご提出ください
(FAX不可)**

受付箇所

徳島県知事 殿

届出者 郵便番号

770-8570

届出する者の郵便番号

届出する者の住所、法人にあっては
主たる事務所の所在地を記入

住所

徳島市万代町1-1届出する者の氏名、法人にあっては、名称と
代表者名を記入(氏名上段にフリガナも記入)
届出者氏名欄は手書きで記載する。印鑑不要。

(フリガナ)

氏名

トクシマ タロウ**徳島 太郎**届出する者の電話番号、法人にあっては、
代表となる電話番号を記入

(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話

088-621-2110

特定食品の製造又は加工を業として行いたいので、徳島県食品表示の適正化等に関する条例第24条の規定により、次のとおり届け出します。

施設の名称、
屋号又は商号**すだっちゃ**製造施設の名称、屋号、商号を記載
もしくは届出者名(姓名ともに記載)施設の所在地
及び電話番号〒 **770-8570****徳島市万代町1-1**製造施設所在地の住所。届出者の
住所と同じ場合でも記入すること。製造施設所在地の
電話番号を記入電話番号 (**088-621-2110**)

特定食品の種類

塩蔵わかめ届出する加工物の種類を記入。
届出業種が変わる場合は、別途
届出書を記載し、届出すること。

主たる取引先

市場出荷

主な出荷先、取引先を記入する

食品表示責任者の氏名

徳島 太郎食品表示責任者名を記入。
届出者と同じ場合は、同じ名前を記入する。

※ 届出者の氏名及び住所(市町村)は、広く県民に周知し、食品表示の適正化を推進する観点から条例第25条第3項に基づき、公表します。

なお、公表することで業務に支障が生じる場合等については、公表を控えますので別途ご連絡ください。

特定食品製造事業者届出書

水産加工業

農産加工業

※ 該当する業種に丸(○)を付け、業種ごと、製造加工を行う施設ごとに提出してください。

届出年月日
年 月 日

受 付 箇 所

徳島県知事 殿

届出者 郵便番号

住所

(フリガナ)

氏名

(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話

特定食品の製造又は加工を業として行いたいので、徳島県食品表示の適正化等に関する条例第24条の規定により、次のとおり届け出します。

施設の名称、
屋号又は商号施設の所在地
及び電話番号

〒

電話番号 ()

特定食品の種類

主たる取引先

食品表示責任者の氏名

※ 届出者の氏名及び住所（市町村）は、広く県民に周知し、食品表示の適正化を推進する観点から条例第25条第3項に基づき、公表します。

なお、公表することで業務に支障が生じる場合等については、公表を控えますので別途ご連絡ください。

切取り線

食品表示に関するお問合せ先

問い合わせ先	電話番号
〈食品表示全般に関する問合せ〉 ○徳島県安全衛生課 （適正表示相談窓口） （栄養表示相談窓口）	088-621-2110
○消費者庁 食品表示課	03-3507-8800 （代表）
〈酒類に関する問合せ〉 ○徳島税務署	088-622-4131
〈衛生・保健事項※に関する問合せ〉 ○徳島保健所 （衛生事項） （保健事項）	088-652-5154 088-602-8904
○吉野川保健所 （衛生事項） （保健事項）	0883-36-9016 0883-36-9017
○阿南保健所 （衛生事項） （保健事項）	0884-28-9870 0884-28-9874
○美波保健所 （衛生事項） （保健事項）	0884-74-7343 0884-74-7375
○美馬保健所 （衛生事項） （保健事項）	0883-52-1011 0883-52-1016
○三好保健所 （衛生事項） （保健事項）	0883-72-1121 0883-72-1123

※品質事項：名称、原材料名、内容量、食品関連事業者、遺伝子組換え、原料原産地名
衛生事項：保存方法、期限表示、添加物、製造所、アレルギー
保健事項：栄養成分表示

食の安全安心とくしまポータルサイト

安心とくしま 食品表示

检索

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/syoku/>

目次

第1章	総則（第1条—第6条）
第2章	食品表示の適正化に関する基本的な施策（第7条—第15条）
第3章	食品表示の適正性の確保
第1節	食品関連事業者等の取組等（第16条—第19条）
第2節	県の措置（第20条—第23条）
第4章	特定食品製造事業者の届出等（第24条—第29条）
第5章	雑則（第30条・第31条）
第6章	罰則（第32条—第34条）
附則	

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食品表示の適正化に関する県の基本的な施策、食品表示の適正性を確保するための食品関連事業者等の取組等及び特定食品製造事業者の届出等に関する事項を定めることにより、徳島県食の安全安心推進条例（平成17年徳島県条例第115号。以下「推進条例」という。）による措置と相まって、食の安全安心（推進条例第2条第1号に規定する食の安全安心をいう。）の確保に関する施策を計画的に推進し、もって県民の健康の保護並びに消費者に信頼される県産食品の生産及び供給の振興に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 食品 全ての飲食物（その原材料として使用される農林水産物及び添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。）を含み、医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品をいう。）、医薬部外品（同条第2項に規定する医薬部外品をいう。）及び再生医療等製品（同条第9項に規定する再生医療等製品をいう。）を除く。）をいう。
- 二 食品表示 食品関連事業者等が食品の販売等を行う際にする食品に関する表示であって、名称、消費期限、原材料、原産地その他の消費者が食品を摂取する際の安全性の判断又は消費者の自主的かつ合理的な食品の選択に影響を与える事項を内容とするもの（当該食品関連事業者等による仕入れの段階以前にされているものを含む。）をいう。
- 三 食品表示の適正化 不適正な食品表示を未然に防止するとともに、不適正な食品表示の発見を容易にし、その排除を効果的に行うことができる体制を食品流通過程（食品の製造又は加工からその消費に至るまでの一連の食品の流通の行程をいう。以下同じ。）の各段階において構築することにより、食品表示の信頼性を向上させる取組をいう。
- 四 食品関連事業者 食品表示法（平成25年法律第70号）第2条第3項第1号に規定する食品関連事業者をいう。
- 五 飲食店営業者 食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業を行う者をいう。
- 六 食品関連事業者等 食品表示法第2条第3項に規定する食品関連事業者等及び飲食店営業者をいう。
- 七 特定食品製造事業者 特定食品の製造又は加工を業とする者をいう。
- 八 特定食品 次に掲げる営業（食品衛生法第54条又は第57条第1項に規定する営業に該当するものを除く。）において製造され、又は加工された食品をいう。
 - イ 水産加工業（水産動植物を主な原材料として、食品の製造又は加工（漁業者等が施す乾燥（保存等のために施すものを除く。以下同じ。）、塩蔵、加熱等の簡易なものを含む。）を行う営

業）の製造又は加工（農業者等が施す乾燥、塩蔵、加熱等の簡易なものを含む。）を行う営業をいう。）

- 九 県産食品 本県の生産者（推進条例第2条第5号に規定する生産者をいう。以下同じ。）が供給する農林水産物（食用に供するものに限る。以下「県産農林水産物」という。）及び県内で製造され、又は加工された食品をいう。
- 十 県産物表示食品 販売又は提供の際に県産農林水産物又は県産農林水産物を主な原材料として製造され、加工され、若しくは調理された食品（以下「県産農林水産物使用食品」という。）であることが表示されているものをいう。
- 十一 仕入関係資料等 食品の仕入れに係る次に掲げる事項（へ及びトを除く。）が記載された取引の相手方から受け取った納品書又は仕入台帳、入荷記録簿その他食品の仕入れに関して作成した書類（以下「仕入関係資料」という。）及び食品の納入に係る次に掲げる事項（ニ及びホを除く。）が記載された出荷記録簿、出庫台帳その他食品の納入に関して作成した書類（取引の相手方に交付した納品書の写しがあるものはその写しを含む。）をいう。
 - イ 名称
 - ロ 数量
 - ハ 県産農林水産物又は県産農林水産物使用食品であること。
 - ニ 仕入れを行った年月日
 - ホ 仕入れの相手方の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - へ 納入を行った年月日
 - ト 納入の相手方の氏名（法人にあっては、その名称）

（基本理念）

第3条 食品表示の適正化は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、必要な措置が講ぜられること。
- 二 消費者に信頼される県産食品の生産及び供給の振興がとくしまブランド（徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例（平成20年徳島県条例第57号）第2条第4号に規定するとくしまブランドをいう。以下同じ。）の発展に寄与するという基本的認識の下に、必要な措置が講ぜられること。
- 三 県及び食品関連事業者等の責務並びに県民の役割が相互に理解され、それぞれの立場が尊重されること。
- 四 消費者、食品関連事業者等及び県の間で食品表示に関する情報の共有及び意見の一致が図られ、互いに協力して推進されること。
- 五 食品表示に係る業務を合理的に管理するため、科学的知見の活用が促進されること。
- 六 食品流通過程の各段階における業務の透明性が確保され、県産食品の信頼性の向上が図られること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する食品表示の適正化についての基本理念（以下「基本理念」という。）にの

つとり、食品表示の適正化に関する施策を計画的に策定し、及び実施しなければならない。

(食品関連事業者等の責務)

第5条 食品関連事業者等は、食品表示が消費者の自主的かつ合理的な食品の選択に重要な役割を果たしていることを認識し、食品表示に係る関係法令等(以下「関係法令等」という。)を遵守するとともに、基本理念にのっとり、消費者の信頼を損なうことのないよう適正に食品表示をしなければならない。

2 食品関連事業者等は、食品表示の適正化について第一義的な責任を有することを認識し、基本理念にのっとり、その食品流通過程の各段階において必要な措置を適切に講じなければならない。

3 食品関連事業者等は、県が実施する食品表示の適正化に関する施策に協力しなければならない。

(消費者の役割)

第6条 消費者は、基本理念にのっとり、食品表示の適正化に関する知識及び理解を深めるよう努めるとともに、県が実施する施策及び食品関連事業者等が行う取組について意見を表明するよう努めることによって、食品表示の適正化に協力するものとする。

第2章 食品表示の適正化に関する基本的な施策

(基本計画)

第7条 知事は、食品表示の適正化に関する施策を計画的に推進するため、基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食品表示の適正化に関する施策の実施のための基本的な事項

二 食品関連事業者等が行う食品表示の適正化についての基本的な指針

三 前2号に掲げるもののほか、食品表示の適正化に関する施策を計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民、食品関連事業者等その他の関係者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(普及啓発)

第8条 県は、食品関連事業者等において食品流通過程の各段階に応じた食品表示の適正化が広く実施され、及び継続されるよう、食品表示の適正化に関する知識を普及するとともに、食品表示の適正化の重要性についての理解を深めるための啓発を行うものとする。

(指導、相談等の体制の整備)

第9条 県は、食品表示の適正な実施を確保するため、食品流通過程の各段階における指導、相談等の体制を整備するものとする。

(食品表示に関する情報収集等)

第10条 県は、食品表示に関する情報の収集、整理及び分析を行うとともに、必要に応じ、消費者及び食品関連事業者等に当該情報を提供するものとする。

2 県は、食品関連事業者等が保有する食品表示に関する情報について、消費者及び県に対する自発的な提供が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、食品表示に関する情報について、消費者、食品関連事業者等その他の関係者が意見の交換をするための場を設けるものとする。

(人材の育成)

第11条 県は、食品表示に関する正確な知識を有し、地域における食品表示の適正化の推進を担う人材を育成するため、講習会の開催その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国等との連携)

第12条 県は、食品表示の適正化に関する施策を推進するため必要があると認めるときは、国、他の地

方公共団体、消費者又は食品関連事業者等が組織する団体等との情報の共有、意見の交換その他の連携に努めるものとする。

(食品表示適正化推進員)

第12条の2 知事は、県民の食品表示の適正化に関する自主的な活動を促進するため、食品表示の適正化の推進及び普及啓発に熱意と識見を有する者のうちから、食品表示適正化推進員を委嘱することができる。

2 食品表示適正化推進員は、地域において、次に掲げる活動を行う。

一 食品表示に関する正しい知識の普及啓発を行うこと。

二 食品表示の適正化を推進するために県が行う施策に必要な協力をする。

(自主的な県産食品の認証の支援)

第13条 県は、食品関連事業者又は飲食店営業者が組織する団体が、その構成員が取り扱う県産食品の食品表示に関する統一的な基準を定め、当該構成員がした食品表示が当該基準に適合しているか否かの認証を行う体制を構築するために必要な支援を行うものとする。

2 県は、前項に規定する認証を受けた県産食品の生産及び供給の振興に関し必要な措置を講ずるものとする。

(食品関連事業者及び飲食店営業者の認定)

第14条 知事は、食品関連事業者及び飲食店営業者について、帳簿書類の整備の状況、消費者に対する情報提供の状況等に関し知事が別に定める基準に適合すると認めたときは、食品表示の適正化を積極的に行っているものとして、その行う営業ごとに、当該食品関連事業者及び飲食店営業者を認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする食品関連事業者及び飲食店営業者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

3 知事は、第1項の規定により食品関連事業者及び飲食店営業者を認定したときは、当該食品関連事業者及び飲食店営業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を公表することができる。

(顕彰)

第15条 知事は、食品表示の適正化の推進に関して特に優れた取組をした者に対して、顕彰を行うことができる。

第3章 食品表示の適正性の確保

第1節 食品関連事業者等の取組等

(情報提供)

第16条 食品関連事業者等は、食品表示の適正化を推進するため、消費者に対し、取り扱う食品に関する正確な情報を提供するよう努めなければならない。

2 食品関連事業者は、食品表示に対する消費者の信頼を向上させるとともに、消費者の自主的かつ合理的な食品の選択に資するため、加工食品又は国内で生産された畜産物(食用に供されるものに限る。)を消費者に販売するときは、別に知事が定めるところにより、当該加工食品の原材料の原産地又は当該畜産物の原産地に関する情報の提供の充実に努めなければならない。

3 飲食店営業者は、食品表示に対する消費者の信頼を向上させるとともに、消費者の自主的かつ合理的な食品の選択に資するため、食品を消費者に提供するときは、別に知事が定めるところにより、当該食品の原産地に関する情報の提供の充実に努めなければならない。

(留意事項の自主的な設定等)

第17条 食品関連事業者は、食品表示の適正化を推進するため、食品表示に係る業務の管理上留意すべき事項を自主的に定め、これを適切に実施するよう努めなければならない。

(飲食店営業者の遵守義務)

第18条 飲食店営業者は、消費者の自主的かつ合理的な食品の選択に資するとともに、とくしまブランドその他の特定の地域の生産者又は食品関連事業者が供給する食品であって、安全性が確保されていること、品質が優良であること等の特性により消費者に信頼感を与えているものに対する信頼を損なわないようにするため、使用する食品の名称等をメニュー等に表示する場合には、関係法令等に従い、適正な食品表示をしなければならない。

(仕入関係資料等の備付け及び保存)

第19条 食品関連事業者は、県産物表示食品を次に掲げる者に販売するときは、当該県産物表示食品を販売する事業所に、当該県産物表示食品に係る仕入関係資料等(第2号に掲げる者にあっては、仕入関係資料)を備え付けなければならない。

一 当該食品関連事業者以外の食品関連事業者等

二 前号に掲げる者以外の者

2 食品関連事業者は、前項の仕入関係資料等を、当該仕入関係資料等に係る県産物表示食品の最後の販売の日から起算して3年間保存しなければならない。

3 前2項の規定は、県産物表示食品の販売に際して食品関連事業者が自ら県産農林水産物又は県産農林水産物使用食品であることを表示しないときは、適用しない。

4 飲食店営業者は、県産物表示食品を提供するときは、当該県産物表示食品を提供する事業所に、当該県産物表示食品に係る仕入関係資料を備え付けなければならない。

5 飲食店営業者は、前項の仕入関係資料を、当該仕入関係資料に係る県産物表示食品の最後の提供の日から起算して90日間保存しなければならない。

6 前2項の規定は、県産物表示食品の提供に際して飲食店営業者が自ら県産農林水産物又は県産農林水産物使用食品であることを表示しないときは、適用しない。

第2節 県の措置

(原産地の表示に関する試験)

第20条 知事は、食品の原産地の表示の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該表示に関する科学的な手法による試験を行うことができる。

(立入検査等)

第21条 知事は、第18条に規定する場合において飲食店営業者がした食品表示の内容を確認するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、飲食店営業者その他の関係者から報告を求め、又はその職員をしてそれらの者の事業所その他事業に係る施設若しくは場所に立ち入り、食品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 知事は、前条に規定する試験を行うため必要があると認めるときは、その職員をして、当該試験の用に供するのに必要な限度において、食品関連事業者又は食品関連事業者の代表者若しくは食品関連事業者の代理人、使用人その他の従業者(第4項において「食品関連事業者、従業者等」という。)に対し、食品(次に掲げるものを除く。)の提出を求めさせることができる。

一 生かき(食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)第4条又は第24条第1項第5号の規定により採取された水域が表示されなければならないものに限る。)

二 ふぐを原材料とするふぐ加工品(食品表示基準第4条又は第24条第1項第5号の規定により漁獲水域名が表示されなければならないものに限る。)

三 鶏の殻付き卵(食品表示基準第19条又は第24条第1項第5号の規定により採卵施設等の所在地が表示されなければならないものに限る。)

四 ふぐの内臓を除去し、皮を剥いだもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮(いずれも食品表示基準第19条又は第24条第1項第

5号の規定により漁獲水域名が表示されなければならないものに限る。)

3 前2項の規定により立入検査等を行う職員(以下「とくしま食品表示Gメン」という。)は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

4 とくしま食品表示Gメンは、第2項の規定により食品の提出を求めるときは、その身分を示す証明書を食品関連事業者、従業者等に提示しなければならない。

5 第1項及び第2項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6 とくしま食品表示Gメンに関し、職務その他必要な事項は、規則で定めるところによるものとする。

(勧告)

第22条 知事は、食品関連事業者又は飲食店営業者について不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第5条(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反する行為があると認めるときは、当該食品関連事業者又は飲食店営業者に対し、当該行為の取りやめ若しくは当該行為が再び行われることを防止するために必要な措置又はこれらの実施に関連する公示その他必要な措置をとるよう勧告することができる。

(公表)

第23条 知事は、食品関連事業者又は飲食店営業者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該食品関連事業者又は飲食店営業者に正当な理由がないと認めるときは、当該食品関連事業者又は飲食店営業者の氏名又は名称、当該事実その他必要と認める事項を公表することができる。

一 第21条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第21条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないとき。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合は、あらかじめ、食品関連事業者又は飲食店営業者に対し、証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

第4章 特定食品製造事業者の届出等

(営業の開始の届出)

第24条 特定食品製造事業者は、その営業を開始したときは、その日から起算して90日以内に、特定食品の製造又は加工を行う施設ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 特定食品製造事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 特定食品の製造又は加工を行う施設の名称及び所在地

三 特定食品の種類

四 主たる取引先

五 第27条第1項に規定する食品表示責任者の氏名(証票)

第25条 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出をした特定食品製造事業者が次の各号のいずれにも該当しない場合は、同条各号に掲げる事項を記載した証票(以下「証票」という。)を交付するものとする。

一 関係法令等、この条例若しくは推進条例又は関係法令等若しくは推進条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

二 法人であって、その役員のうちに前号に該当する者があるもの

2 特定食品製造事業者は、証票の交付を受けたときは、特定食品の製造又は加工を行う施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

- 3 知事は、第1項の規定により証票を交付したときは、当該証票を交付した特定食品製造事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

（営業の廃止等の届出）

第26条 特定食品製造事業者は、その営業を廃止し、又は証票の記載事項（第24条第3号及び第4号に掲げる事項を除く。）に変更を生じたときは、速やかに、その証票を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 特定食品製造事業者は、証票を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

- 3 証票を毀損した特定食品製造事業者が前項の規定による届出をする場合には、届出書にその証票を添付しなければならない。

- 4 前条第1項の規定は、第1項の規定による届出（証票の記載事項の変更に係るものに限る。）及び第2項の規定による届出があった場合について準用する。

- 5 特定食品製造事業者は、前項において準用する前条第1項の規定により証票の交付を受けた後、亡失した証票を発見したときは、速やかに、これを知事に返納しなければならない。

（食品表示責任者）

第27条 特定食品製造事業者は、その営業を開始したときは、その日から起算して90日以内に、特定食品の製造又は加工を行う施設ごとに、常時使用する従業員のうちから、食品表示の適正化に関する責任者（以下「食品表示責任者」という。）を置かなければならない。ただし、特定食品製造事業者が自ら食品表示責任者となって担当する施設については、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、常時使用する従業員の数が2人以下の小規模な特定食品製造事業者の場合にあっては、当該特定食品製造事業者及びその従業員以外の者（当該特定食品製造事業者の取り扱う食品の食品表示につき食品表示責任者としての能力を有する者に限る。）をもって食品表示責任者とすることができる。

- 3 第1項の規定は、特定食品製造事業者のうち、消費者に対し販売するために容器に入れ、又は包装した食品を出荷し、又は販売していない者については、適用しない。

（食品表示責任者の責務）

第28条 食品表示責任者は、知事が実施し、又は指定する講習を受けなければならない。

- 2 食品表示責任者は、担当する施設における食品表示の適正化を推進するため、次の事項に努めなければならない。

一 前項に規定する講習を定期的に受けること等により、常に食品表示に関する新しい知見を習得すること。

二 担当する施設において、取り扱う食品の食品表示が適正に行われるよう業務を管理し、及び監督すること。

三 担当する施設において、従業員に対し食品表示に関する研修及び啓発を行うこと。

四 消費者に対し、取り扱う食品に関する正確な情報を提供すること。

（特定食品製造事業者の衛生管理）

第29条 特定食品製造事業者は、その営業の施設の衛生管理その他一般的な衛生管理について、取り扱う食品の特性に応じ、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17第2号から第13号までに定める基準に適合させるよう努めなければならない。

第5章 雑則

（手数料）

第30条 第14条第1項の規定による認定を受けよ

うとする者は、その行う営業1件につき1万円の手数料を納付しなければならない。

- 2 前項の手数料は、第14条第2項の規定による申請の際、納付しなければならない。

- 3 既納の手数料は、還付しない。

（委任）

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- 一 第19条の規定に違反して、仕入関係資料等（県産物表示食品を同条第1項第2号に掲げる者に販売した場合にあっては、仕入関係資料。以下同じ。）を備え付けず、仕入関係資料等（第2条第11号に規定する取引の相手方から受け取った納品書を除く。）に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は仕入関係資料等を保存しなかった者

- 二 正当な理由なく第21条第2項の規定による食品の提出をしなかった者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

第34条 第24条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、食品表示法の施行の日から施行する。ただし、第2条第10号及び第11号、第19条、第22条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第2項、第23条第1項（第4号に係る部分に限る。）、第4章（第29条を除く。）、第34条並びに次項から附則第4項までの規定は、平成27年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第19条の規定は、平成27年9月1日前に仕入れた食品に係る仕入関係資料については、適用しない。

- 3 平成27年9月1日前から引き続きその営業を行っている特定食品製造事業者（以下「継続事業者」という。）については、同日にその営業を開始したものとみなして、第4章（第29条を除く。）の規定を適用する。この場合において、継続事業者であって知事が特に認めるもの（以下「特認事業者」という。）については、同日に、第24条の規定による届出及び第27条第1項又は第2項の規定による食品表示責任者の設置がされたものとみなす。

- 4 平成27年9月1日前に知事が特認事業者に対して交付した書面であって証票に相当するものは、証票とみなして、第25条第2項及び第3項並びに第26条の規定を適用する。

附 則（平成29年徳島県条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年徳島県条例第49号）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和2年徳島県条例第52号）

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

徳島県食品表示適正化基本計画（概要）

趣 旨

徳島県食品表示の適正化等に関する条例第7条の規定に基づき、食品表示の適正化に関する施策を計画的に推進し、法令遵守の徹底、県民の健康の保護及び食に対する信頼の確立を図るため、食品表示の適正化に関する中期的な施策の目標や具体的な取組を定める。

計画の期間

令和5年度から令和8年度までの4年間

計画の重点項目

（１）食品関連事業者等の表示等対策支援

講習会やホームページの充実等により食品関連事業者等の食品表示制度の理解促進と適正表示を支援します。

（２）食品表示相談体制の充実

食品関連事業者等や消費者からの表示に係る疑問や情報及び、栄養成分表示や健康食品に関する質問や相談を受け付ける総合窓口を運営します。

（３）消費者教育の推進

消費者が手にした食品表示を正しく理解し、自分の健康状態等に応じた適切な食品選択及び消費活動ができるよう、消費者教育を推進します。

（４）徳島まるごとパビリオンに向けた監視指導

とくしま食品表示Gメン等による食品表示の監視・指導を行います。

（５）産地偽装防止対策の強化

食品表示の根拠となる仕入れ関係書類等を確認するとともに、科学的産地判別分析により、県内外に流通する県産食品の産地偽装に目を光らせます。

（６）食品関連事業者等と消費者との相互理解の推進

リスクコミュニケーションの推進により、食品関連事業者等と消費者の食品表示の正しい知識の情報共有や相互理解を推進します。

（７）消費者庁との連携

消費者庁新未来創造戦略本部と連携し、徳島を実証フィールドとして取り組んできたプロジェクトを継承・深化するとともに、消費者を合理的な選択に導くことができるリスクコミュニケーターを養成します。

活動指標

	項目	目標
(1)	食品表示関連講習等参加者数 (食品表示制度講習会等)	200人 /年
(2)	食の安全安心情報ポータルサイトの 動画再生回数	6,000回 /年
(3)	食品表示出張相談窓口の設置回数	5回 /年
(4)	教育機関等との連携による 講座等開催数	25回 /年
(5)	食品表示Gメンによる 立入調査・検査件数	3,200件 /年
(6)	食品偽装等の抑止力となる 科学的産地等判別分析件数	170件 /年
(7)	食品表示ウォッチャーによる調査件数	1,300件 /年
(8)	食に関する正しい知識の普及に関する イベント等参加者数 (リスクコミュニケーション、フォーラム等)	900人 /年

お問合せ先

徳島県危機管理部 安全衛生課 食品表示企画担当

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

TEL：088-621-2110 FAX：088-621-2848